

山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の児童・生徒に安心安全な学校給食を提供するに当たり、学校給食用物資（以下「物資」という。）の品質や安定的な供給を確保する必要があるため、山陽小野田市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に物資を納入する業者の登録について、必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「物資」とは、「山陽小野田市学校給食食材納入仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める内容を満たしたものをいう。

(登録)

第3条 給食センターへの物資の納入を希望する者は、市長が備える山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者登録名簿（様式第1号。以下「登録名簿」という。）に登録を受けなければならない。

2 前項に規定する登録名簿への登録は、登録を受けた業者への発注を約するものではない。

(登録要件)

第4条 登録名簿への登録を受けようとする者（以下「登録希望者」という。）は、次に定める要件を満たしていなければならない。

(1) 信用及び経営の状況に関し、次に掲げる事項を満たすこと。

ア 学校給食の意義及び役割を理解し、食品に関する法律及び諸規定を遵守していること。

イ 学校給食の安全性に対する市民の信頼を損なうような行為を行っていないこと。

ウ 経営状況が良好で、確実な取引先を有し、堅実な営業が行われており、営業年数が2年以上経過していること。また、新たに組合等を組織して登録しようとするときは、構成する登録希望者の営業年数がそれぞれ2年以上経過していること。

エ 納税義務が履行されていること。

(2) 衛生状況に関し、次に掲げる事項を満たすこと。

ア 従業員の衛生管理及び健康管理が十分に行われていること。

イ 物資の保管について、衛生管理上必要な施設を所有し、食材の取扱いが良好に行われていること。

ウ 保健所の食品衛生監視票の監視評点が良好であること。また、物資納入業者登録後においては、2年間に1回以上の頻度で保健所の食品衛生

監視に係る検査を受けること。

エ 従業員の健康観察記録及び定期的な検便検査を実施し、その結果が提出できること。

オ 原材料及び加工食品について、微生物検査及び理化学検査を定期的実施し、その結果が提出できること。

(3) 物資の供給能力及び対応能力に関し、次に掲げる事項を満たすこと。

ア 仕様書に定める品質等の食材を調達できる能力があること。

イ 仕入、製造、加工及び輸送などに十分な能力を有し、給食センターが発注した所要量を指定した日時、場所に確実に納入できる体制であること。

ウ 納入物資に不良品があったときは、誠実かつ迅速に対応し、無償で交換できること。

エ 万一、納入物資に異物混入等の異常を生じさせたときは、原因究明を行うとともに再発防止等について、誠実に取り組むこと。

オ 献立の変更又は給食の中止により、発注物資の量に変更又は取消しとなったときは、物資の返品が可能であること。

(4) その他、次に掲げる事項を満たすこと。

ア 山口県内に本店、支店、営業所、工場等固定した施設を有していること。

イ 書類の提出を求められたとき、及び立入調査等を実施するときは、誠実に応じること。また、調査の結果、管理状況等が不相当であると判断されたときは、改善すること。

(提出書類)

第5条 登録希望者は、山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者登録申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。また、新たに組合等を組織して登録しようとするときは、組合等の申請書とは別に構成する各業者の申請書を同様に提出するものとする。

(1) 営業許可書の写し

(2) 事業所・製造工場及び倉庫の所在地平面図（様式第3号）

(3) 食品衛生許可書の写し及び食品衛生監視票の写し

(4) 納税証明書一覧（様式第4号）及び納税証明書

(5) 組合員構成一覧表（組合等組織を形成して登録するとき）

(6) 誓約書（様式第5号）

(7) 口座振替依頼書（様式第6号）

(8) その他、市長が申請に必要なとする書類

(審査及び登録)

第6条 登録に係る審査及び選定は、次のとおり行うものとする。また、選定の結果、登録名簿に登録することが適当であると認めるときは、登録名簿に登録する。

- (1) 書類審査は、前条の規定により提出された書類によって、適否を判定するものとする。
- (2) 実地調査は、書類審査の結果、更に確認の必要があると判断したときに実施するものとする。
- (3) 書類審査及び実地調査を総合的に判断し、山陽小野田市教育委員会事務局で登録者を選定するものとする。
- (4) 業者の登録は、選定結果をもって市長が決定する。
- (5) 前号の規定による登録を認めるときは、山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者登録通知書(様式第7号)により、登録を認めないときは、山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者登録不決定通知書(様式第8号)により、それぞれ当該業者に通知するものとする。
- (6) 登録名簿は登録期間の間、給食センターで閲覧可能とする。

(登録期間)

第7条 登録期間は、2年間とし、年度の初日から末日までとする。

2 年度の途中に登録を受けた者の登録期間は、前項の登録期間の残期間とする。

(登録の効果)

第8条 登録名簿への登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、給食センターが行う物資の調達に当たって、見積合わせによる業者選定に参加することができる。

(申請事項の変更)

第9条 登録者は、申請事項に変更が生じたとき、又は廃業若しくは休業をするときは、遅延なく山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者登録事項変更・廃止等届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条の要件を欠くことが判明し、その後是正が行われないうとき。
 - (2) 申請書等の記載事項について虚偽の事実があったとき。
 - (3) 登録者が取消しを申し出たとき。
 - (4) その他登録業者として、著しく適性を欠く行為が認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により、登録を取り消したときは、当該登録者に対し

山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者登録取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（取引停止）

第11条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、取引の停止をすることができる。

- (1) 第4条の要件を欠いたとき。
- (2) 物資の納入に当たり、給食センターに損害を与え、又は学校給食の提供に支障を与えたとき。
- (3) 物資の納入に当たり、不正又は不誠実な行為を行ったとき。
- (4) その他登録業者として、著しく適性を欠く行為が認められるとき。

2 前項の取引の停止を受けた登録者は、給食用物資の見積もり合わせによる業者選定に参加できないこととする。

3 取引停止期間は、「山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者の取引停止等に関する基準」に定める。

4 市長は、第1項の規定により取引の停止を行ったときは、当該登録者に対し山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者取引停止通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（取引停止の解除）

第12条 前条第1項の規定により取引停止となった登録者が、取引停止期間を満了したときは、再度、給食用物資の見積もり合わせによる業者選定に参加することができる。

2 前項において登録者が、取引停止期間を満了したときにおいても、市長が取引の停止の事由を是正していないと判断したときは、取引停止期間を延長することができる。

3 市長は、前項の規定により取引停止期間の延長を行ったときは、当該登録者に対し山陽小野田市学校給食センター給食用物資納入業者取引停止延長通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（登録者等連絡会）

第13条 市長は、学校給食の意義、役割及び衛生管理の在り方等について登録者との意見交換及び必要事項等を共有するために、必要に応じて登録者等連絡会（以下「連絡会」という。）を開催し、登録者を招集することができる。

2 登録者は、前項の規定により連絡会に招集されたときは、責任者又は担当者のいずれか1名以上を参加させなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。